



全国保育士会委員ニュース

〒100-8980
千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-6503
FAX 03-3581-6509
Mail hoikushikai@shakyo.or.jp
<http://www.z-hoikushikai.com>

本ニュースは、全国保育士会委員、顧問、監事、都道府県・指定都市保育士会事務局に送付しています。

ホームページで、こども家庭庁による

「こども誰でも通園制度(仮称)」説明会 動画を公開中！

<ニュースの内容>

- 教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について
- 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会（第1回）が開催される（文部科学省）
- 令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉法人の運営に関するQ&Aについて

■ 教育・保育施設等における睡眠中の安全確保の徹底について

令和6年2月8日、こども家庭庁より標記事務連絡が発出されました。

これは、認可外保育施設において、睡眠時間帯に乳児が死亡するという大変痛ましい事案を受け、身体機能が未成熟な乳幼児の睡眠中のリスクや注意すべきポイント等を周知し、睡眠中の安全確保の徹底を促すものです。

詳細は別添資料をご確認ください。

睡眠中の死亡事故を防ぐために…

● 仰向け*に



寝かせることが重要です！

● 何よりも1人にしないこと！

(* 医学的な理由で医師からうつせ寝をすすめられている場合以外)

- ★ 乳児だけでなく、**1歳以上児も発達の状況にあわせて仰向けに寝かせてください**
- ★ **預け始めの時期は特にきめ細かな注意深い見守りが重要です**
- ★ **機器の使用の有無に関わらず、必ず職員の方が見守ってください**

寝かせ方に配慮を行うこと、安全な睡眠環境を整えることは、窒息や誤飲、けがなどの事故を未然に防ぐことにつながります。具体的には…

- ★ やわらかい布団やぬいぐるみ等を使用しない。
- ★ ヒモ、またはヒモ状のもの（例：よだれかけのヒモ、ふとんカバーの内側のヒモ、ベッドまわりのコード等）を置かない。
- ★ 口の中に異物がないか確認する。
- ★ ミルクや食べたもの等の嘔吐物がないか確認する。
- ★ 子どもの数、職員の数に合わせ、定期的に子どもの呼吸・体位、睡眠状態等を点検すること等により、呼吸停止等の異常が発生した場合の早期発見、重大事故の予防のための工夫をする。

「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」より抜粋

*他にも、窒息のリスクに気付いた場合には、留意点として記録し、共有しましょう。



■ 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会(第1回)が開催される(文部科学省)

令和6年1月25日、標記有識者検討会が開催されました。

この検討会は、「幼稚園教育要領、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく幼児期における教育活動の実態や幼児の学びの状況等を把握するとともに、今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方について、必要な検討を行う」ことを目的に開催されるものです。

主な論点として下記が挙げられており、検討会での議論や取りまとめは、保育所保育指針や幼保連携型認定こども園教育・保育要領の次期改定を見据えていると考えられます。

主な論点案

1. 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づく教育活動の実施状況、成果及び課題の検証
 - (1) 小学校以降の教育や生涯にわたる学習とのつながり
 - (2) 幼児教育の特性等
2. 必要な条件整備
 - (1) 幼稚園教育要領、保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を着実に定着・実施するための具体的な方策
 - (2) 地域の幼児教育振興の体制の在り方

上記の論点を議論すべく、今後1か月に2回のペースで検討会が開催される予定です。

詳細は文部科学省ホームページをご参照ください。

文部科学省 > トップ > 政策・審議会 > 審議会情報 > 調査研究協力者会議等(初等中等教育) > 今後の幼児教育の教育課程、指導、評価等の在り方に関する有識者検討会

https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/189/index.html

■ 令和6年能登半島地震の発生に伴う社会福祉法人の運営に関するQ&Aについて

令和6年2月5日、厚生労働省より標記事務連絡が発出されました。

これは、令和6年能登半島地震の被災地の社会福祉法人においては、入所者等の支援や災害復旧作業等に尽力されており、決算・事業報告を行うことが困難な状況になっていることから、被災地における社会福祉法人の指導監査について、弾力的に対応するよう、都道府県・

市・特別区の担当課に周知するものです。

Q&A として、「令和 6 年度予算・事業計画についての理事会・評議員会の延期は認められるか」、「令和 5 年度決算・事業報告について、作成期日の延期は認められるか」などが記載されています。

詳細は別添資料をご確認ください。